

令和 5 年 9 月 22 日

福岡大学病院医療安全監査委員会

委員長 横山 晋二



### 令和 5 年度第 1 回福岡大学病院医療安全監査委員会講評

改正医療法施行規則に基づき医療安全管理体制整備の確認のため、令和 5 年 8 月 31 日に第 1 回福岡大学病院医療安全監査委員会を実施した。今回の監査は事前に通知した下記の項目に沿って監査を行なった。監査結果について以下に講評する。

【実施日時】 令和 5 年 8 月 31 日（木） 14：00～15：00 （オンライン会議）

【実施場所】 久留米大学病院本館 2 階 第 5 会議室

福岡大学病院 新館多目的室

【監査委員】 横山晋二（久留米大学病院医療安全管理責任者・医師）（委員長）

堤一貴 （久留米大学病院医療安全管理者・薬剤師）

合原則隆（久留米大学病院医療安全管理者・看護師）

藤田昌樹（福岡大学病院・医師）

林覚竜 （南蔵院・医療を受ける者）

#### 【監査事項】

1. 病棟在庫薬剤管理について
2. 診断的検査を確実・安全に実施するための鎮静剤使用時の患者モニタリングについて
3. 画像・病理レポート既読管理システムについて

#### 【講評】

1. 病棟在庫薬剤管理について

病棟在庫薬は 1 年に 1 度、使用実績をもとに見直し作業を行い、病棟配置薬削減のための取り組みがなされていた。各病棟では、確認表を用いて規制薬剤（向精神薬等）の管理状況確認、冷蔵庫の保冷状況確認、開封薬剤・消毒薬の期限チェック等が行われ、医薬品安全管理責任者による医薬品安全使用のための手順書遵守の確認が適正に行われていた。特に、ハイリスク薬は収納ケースにそれぞれの薬剤に応じた注意事項が表示され、最低限の使用前チェックが漏れない工夫が施されていた。

病棟薬剤師は、病棟在庫薬使用に関する指示が、アレルギーや禁忌に該当していないかチェックし、該当する場合は PBPM（医師と薬剤師の事前合意プロトコル）に基づき、薬剤師が指示変更を行っており、他職種による医薬品安全使用に向けた優れた取り組みであると高く評価できる。

さらなる管理の質向上のため取り組んでいただきたい点としては、病棟在庫薬見直し間隔の短縮、病棟在庫薬管理における医師の関わりの強化、規制対象薬剤（ソセゴン等）の病棟在庫廃止、病棟在庫品目数の上限を設定するなどの病棟在庫薬削減への取り組みを提案する。

## 2. 診断的検査を確実・安全に実施するための鎮静剤使用時の患者モニタリングについて

消化器内視鏡の実施については、「内視鏡施行時の鎮静剤使用に関する取り決め事項」が明文化され、その取り決め事項に基づいて、鎮静剤の使用、検査施行中のモニタリング、退室の判断がなされていることを確認できた。鎮静剤のアレルギーについては、問診で確認され、また、事前にアレルギーの可能性およびアレルギー発生時の対応については説明されている。しかし、その他の鎮静剤使用下で実施する検査・治療等に関する院内統一のマニュアル・運用手順がなく検査前・中・後の患者状態に関するモニタリングも実施されていないため、今後、院内統一マニュアルの作成を検討していただき、安全な検査・治療の実施に取り組んでいただきたい。

## 3. 画像・病理レポート既読管理システムについて

放射線画像報告書の既読管理については、2022年12月より画像管理システム（CITA）が導入されている。これにより電子カルテ上での既読管理が行われ、未読の放射線画像報告書については、医療安全管理部が毎月未読一覧を作成し、各診療科の医局長宛てに報告を行い、未読件数の減少に繋がっていることが確認できた。目的外診断などの注意が必要な所見が発生した場合は、放射線科医が報告書に「要注意」のフラグを立て、医療安全管理部でカルテレビューを行い、患者、家族への説明状況や専門診療科へのコンサルトの有無の確認を行い、見落とし防止に取り組んでいる。病理検査報告における既読及び目的外診断発生時の管理についても診断や治療開始の遅延防止の為に、画像診断の報告と同様に、医療安全管理部の介入を検討していただきたい。